

# 社会福祉法人 縦山会 役員等報酬規程

## （目的）

第一条 この規程は、社会福祉法人縦山会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## （役員報酬）

第二条 役員報酬は、次の区分に応じて支給する。

- （１）理事長については、月 300,000 円を支給する。
- （２）理事（理事長を除く）、監事、評議員については、支給しない。

## （費用弁償）

第三条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- （１）理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 10,000 円
- （２）監事が監査を実施した場合の費用弁償 10,000 円
- （３）理事会、評議員会及び監査以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合の費用弁償 10,000 円

## （兼務役員）

第四条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

## （公表）

第五条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## （改正）

第六条 本規程は、評議員会の議決を経て、変更及び改正することができる。

## 附則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。